

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 土地改良事業の施行認可
- 〃

指導監査室
耕地課

【公告】

- 公共測量の実施
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課
建築指導課

【公安委員会】

- 指定講習機関の指定の一部改正
- 運転免許取得者等教育の認定

運転免許課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 岡山県井原市木之子町6833番地

氏名 代表取締役社長 石井 弘幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第1工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (173)	
能	力	石英管洗浄1本/回	
工事着手予定年月日		令和5年3月16日	
工事完成予定年月日		令和5年3月31日	
使用開始予定年月日		令和5年3月31日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.55	1.1
	p H	4	4
	B O D (mg/L)	5	10
	C O D (mg/L)	5	10
	S S (mg/L)	1	2
	油 分 (mg/L)	-	-
	T-N (mg/L)	-	-
	T-P (mg/L)	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(173)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ製配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ65mm×320mm（攪拌部分）				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				令和5年3月16日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				令和5年3月31日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				令和5年3月31日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	558.172	628.582	558.172	628.582	558.722	629.702	558.722	629.702
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	BOD (mg/L)	30	60	30	60				
	COD (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング2基				同左				
主 要 寸 法	φ2600mm×H3050mm + φ3000mm×H3050mm				同左				
能 力	1次処理：12m ³ /4時間 + 15m ³ /4時間 2次処理：10m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				令和5年3月16日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				令和5年3月31日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				令和5年3月31日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	120.27	152.23	120.27	152.23	120.82	153.33	120.82	153.33
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	5	10	5	10				
	COD (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	<1	<1				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	210	250	210	250				
	T-P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年10月18日から同年11月8日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第四百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ハリマ化成商事株式会社

住 所 大阪府大阪市中央区今橋 4-4-7

氏 名 取締役社長 長谷川 吉弘

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ホテラル作州武蔵 作州武蔵カントリー倶楽部

所在地 岡山県美作市大町878

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	66-3 ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（ホテル洗濯機1F）		66-3 ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（ホテル洗濯機5F）		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（水風呂男子）		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（新館（第二ロジ））（30基）		66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設（クラブハウス ちゅう房施設）	
能	力	4.5kg/回		5 kg/回		0.4m ³		ユニットバス：160L×28基 ユニットバス：180L×2基		500食/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2.5時間		1時間		11時間		3時間		11時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	1.7	1.7	0.1	0.1	7.3	7.3	8	15	10	15
	p H	5.8～8.6		同左		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6	
	B O D (mg/L)	130	150			140	160	160	200	160	200
	C O D (mg/L)	110	130			130	150	100	150	100	150
	S S (mg/L)	180	220			180	220	200	250	200	250
	油 分 (mg/L)	25	30			25	30	25	30	25	30
	T - N (mg/L)	40	45			40	45	-	-	5	7
	T - P (mg/L)	5	7			5	7	-	-	40	45

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 特定施設（新館（第二ロジ））から排出される汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

区	分	変更前		変更後		廃止	
種	類	66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（ホテル入浴施設）（49基）		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（ホテル入浴施設）（49基）		66-3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設（ホテル入浴施設）（3基）	
能	力	大浴槽：10.2m ³ ×2基 水風呂：0.68m ³ ×1基 露天風呂：5.62m ³ ×2基 ユニットバス：270L×44基		大浴槽：10.2m ³ ×2基 水風呂：0.37m ³ ×1基 露天風呂：5.62m ³ ×2基 ユニットバス：270L×44基		ジェットバス：1.88m ³ ×2基 水風呂：0.68m ³ ×1基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		大浴槽、水風呂、露天風呂：11時間 ユニットバス：19時間		同左		11時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	41.3	41.3	39.4	39.4	0.7	0.7
	p H	5.8～8.6		同左		同左	
	B O D (mg/L)	140	160				
	C O D (mg/L)	130	150				
	S S (mg/L)	180	220				
	油 分 (mg/L)	25	30				
	T - N (mg/L)	40	45				
	T - P (mg/L)	5	7				

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 特定施設（ホテル入浴施設）から排出される汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

(4) 排水口に関する事項

排水口番号	No.1排水口				No.2排水口				No.3排水口		No.4排水口	
	変更前		変更後		変更前		変更後		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	3	3	8.4	59.2	11.2	140	同左		3	3	0.9	3.6
pH	6~8		5.8~8.6		6~8				6~8		5.8~8.6	
BOD (mg/L)	0	3	17	20	5	10			<3	3	20	20
COD (mg/L)	0	3	17	20	5	10			<3	3	20	20
SS (mg/L)	0	5	40	50	25	30			<5	5	50	50
油分 (mg/L)	0	5	6	15	2	5			<5	5	痕跡	10
T-N (mg/L)	0	3	30	35	0	3	<3	3	<3	3	30	35
T-P (mg/L)	0	1	3	5	0	1	<1	1	<1	1	3	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	200	1000	-	-	同左		-	-	1000	<3000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年10月18日から同年11月8日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び美作市役所

◎岡山県告示第四百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふくろうヘルプなぎ

2 所在地

岡山県津山市新野東五五九一―二〇五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社永心

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町平八六五番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十月十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六二〇

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

奉還1門樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和四年九月二十九日

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

◎岡山県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

北七区支線61号

小規模土地改良（かんがい排水）事業

曾根東樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦中悪水樋門

〃

錦六区縦6樋門

〃

都中川北樋門

〃

西七区支線63号

〃

西七区支線93号

〃

北七区支線68号

〃

片崎沖1番川西詰樋門

〃

迫川丘3番樋門

〃

森崎丘2番川

〃

三 認可年月日

令和四年九月二十九日

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

〔五一一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和四年九月十二日から令和五年三月十五日まで	測量期間

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

〔五一二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二五号 令和四年十月五日	都窪郡早島町早島字塩埴二〇八五 番一	五・〇二	七二・〇五

令和4年10月18日 岡山県公報 第12440号

〔五一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字般若寺四五八―二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一―二〇―五

綱島 薫

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月十七日岡山県指令建指第六六号

◎岡山県公安委員会告示第三百三十七号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。
令和四年十月十八日

岡山県公安委員会

本則の表二の項中 「備前市大内九四六番地 ウエストジャパン興業株式会社」 を 「岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社」 に改め、同表四の項を次のように改める。

四	倉敷市中島二二三六番地一〇〇 株式会社倉敷自動車教習所 代表者 小野 新太郎	倉敷市中島二二三六番地一〇〇 倉敷自動車教習所	普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成二年九月一日 平成九年一月二十七日 平成十五年六月一日 平成二十九年三月十二日 令和四年六月三十日
---	--	----------------------------	--	---

本則の表六の項を次のように改める。

六	岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村 忠道	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所	普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成二年九月一日 平成九年一月二十七日 平成十五年十月一日 平成二十九年三月十二日 令和四年五月十七日
---	---	----------------------------	--	---

本則の表八の項中「須賀 治」を「畠山 貴之」に改め、同表九の項中「株式会社MESファシリテーズ」を「株式会社NHファシリテーズ」に改め、同表十五の項を次のように改める。

十五	新見市西方二九二九番地の二 株式会社新見自動車教習所 代表者 吉村 信年	新見市西方二九二九番地の二 新見自動車教習所	普通免許及び原付免許に係る初心運転者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成二年九月一日 平成二十九年三月十二日 令和四年六月三十日
----	--	---------------------------	--	--------------------------------------

本則の表十七の項を次のように改める。

十七	東京都豊島区東池袋三丁目四番三号 株式会社勝英自動車学校 代表者 吉村 武大	勝田郡勝央町平一二二七番地六 勝英自動車学校	普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る初心運転者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成二年九月二十日 平成九年一月二十七日 平成二十九年三月十二日 令和四年五月十七日
----	--	---------------------------	--	---

本則の表二十の項を次のように改める。

二十	総社市秦五六九番地 株式会社総社自動車教習所 代表者 吉村 充司	倉敷市松島一〇九番地 倉敷マスカット自動車学校	普通免許に係る初心運転者講習 準中型免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成七年五月二十三日 平成二十九年三月十二日 令和四年五月十七日
----	--	----------------------------	--	--

本則の表に次のように加える。

二十一	総社市秦五六九番地 株式会社総社自動車教習所 代表者 吉村 充司	倉敷市松島一〇九番地 倉敷マスカット大型自動車学校	若年運転者講習	令和四年六月三十日
-----	--	------------------------------	---------	-----------

◎岡山県公安委員会告示第百三十八号
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。
 なお、平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）は、廃止する。
 令和四年十月十八日

岡山県公安委員会

項		二
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 岡山市北区御津中山四四四番地三 一般財団法人岡山県交通安全協会 代表者 富田 満	二 岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村 充司
運転免許取得者等教育に使用する施設 の名称及び所在地	岡山市中区円山六四六番地 岡山自動車学校	備前市大内九四六番地 備前自動車備前教習所
運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称	1 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第一条第一号に掲げる課程（以下「第一号課程」という。） (1) 四輪初心運転者教育（A）課程 (2) 四輪初心運転者教育（B）課程 2 規則第一条第二号に掲げる課程（以下「第二号課程」という。） 二輪（原付を含む）初心運転者教育課程 3 規則第一条第四号に掲げる課程（以下「第四号課程」という。） 高齢者安全運転教育課程 4 規則第一条第六号に掲げる課程（以下「第六号課程」という。） 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 5 規則第一条第七号に掲げる課程（以下「第七号課程」という。） 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識及び技能習熟課程 6 規則第一条第八号に掲げる課程（以下「第八号課程」という。） 運転知識、技能習熟教育課程	1 第一号課程 SD・四輪クラス 2 第二号課程 SD・二輪クラス 3 第四号課程 (1) SD・シルバークラス (2) シルバー安全運転セミナー 4 第六号課程 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 5 第七号課程 二輪二人乗りクラス
認定をした年月日	平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は平成二十一年十一月十三日、5に掲げる課程は令和四年八月二十六日	平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は平成十五年四月二十二日、5に掲げる課程は平成十七年三月一日

五	四	三	
<p>岡山市中区海吉一四二四番地 株式会社大和 代表者 中里 強</p>	<p>倉敷市中島二二三六番地一〇〇 株式会社倉敷自動車教習所 代表者 小野新太郎</p>	<p>岡山市北区御津中山四四四番地三 一般財団法人岡山県交通安全協会 代表者 富田 満</p>	
<p>岡山市中区海吉一四二四番地 大和自動車教習所</p>	<p>倉敷市中島二二三六番地一〇〇 倉敷自動車教習所</p>	<p>倉敷市中庄一八二二番地 倉敷自動車学校</p>	
<p>1 第一号課程 普通自動車初心運転者教育課程 2 第二号課程 二輪車（普自二・小自二・原付）初心運転者教育課程 3 第四号課程 高齢運転者教育課程</p>	<p>1 第一号課程 (1) 四輪チャレンジ教室（A）課程 (2) 四輪チャレンジ教室（B）課程 2 第二号課程 (1) 二輪チャレンジ教室（A）課程 (2) 二輪チャレンジ教室（B）課程 3 第四号課程 シニアドライビング教室課程 4 第六号課程 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 5 第八号課程 (1) リフレッシュコース（A）課程 (2) リフレッシュコース（B）課程</p>	<p>1 第一号課程 四輪ペーパードライバー課程 2 第二号課程 二輪（原付）セーフティライダー課程 3 第四号課程 シルバー安全運転セミナー課程 4 第七号課程 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 5 第八号課程 (1) セーフティドライバー課程（一日コース） (2) セーフティドライバー課程（半日コース）</p>	<p>6 第八号課程 (1) SD・ハイレベルAクラス (2) SD・ハイレベルBクラス</p>
<p>平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成十五年四月二十日</p>	<p>平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成二十一年四月一日</p>	<p>平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成十七年八月十七日</p>	

八	七	六	
倉敷市北浜町六番一号 株式会社クラボウドライビング クール 代表者 畠山 貴之	岡山市中区土田三二〇番地 株式会社岡山自動車教習所 代表者 飛岡竜太郎	岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村 忠道	
倉敷市北浜町六番一号 クラボウドライビングスクール	岡山市中区土田三二〇番地 岡山自動車教習所	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所	
1 第一号課程 (1) 四輪安全運転者教育(A)課程 (2) 四輪安全運転者教育(B)課程 2 第二号課程	1 第一号課程 (1) 四輪初心運転者等教育(A)課程 (2) 四輪初心運転者等教育(B)課程 2 第二号課程 二輪・(原付)初心運転者等教育課程 3 第四号課程 シルバー安全運転セミナー課程 4 第七号課程 自動二輪車(AT車含む)の二人乗り教育課程 5 第八号課程 習熟運転教育課程	1 第一号課程 四輪セーフティドライバー課程 2 第二号課程 二輪セーフティライダー課程 3 第四号課程 高齢者セーフティドライバー課程 4 規則第一条第五号に掲げる課程(以下「第五号課程」という。) 地域特性課程 5 第六号課程 更新時講習同等教育課程(七十歳未満) 6 第七号課程 大型(普通)自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 7 第八号課程 企業セーフティドライバー課程	4 第六号課程 更新時講習同等教育課程(七十歳未満) 5 第八号課程 運転技能・知識向上教育課程
平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成二十一年八月二	平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成十七年七月八日	平成十二年五月八日。ただし、5に掲げる課程は平成十五年四月二十二日、6に掲げる課程は平成十七年八月十七日	

<p>九</p>	<p>千葉県市原市八幡海岸通一番地 株式会社NHファシリテイズ 代表者 竹下 哲哉</p>	<p>玉野市用吉一六九七番地一 玉野自動車教習所</p>	<p>1 二輪安全運転者教育課程 3 第四号課程 4 高齢運転者さわやか教育課程 第六号課程 5 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 第八号課程 5 (1) 安全マインド教育（A）課程 安全マインド教育（B）課程</p>	<p>十七日</p>
<p>十</p>	<p>瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地 株式会社旭東自動車教習所 代表者 内田 晴啓</p>	<p>瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地 旭東自動車教習所</p>	<p>1 第一号課程 2 第二号課程 3 第四号課程 3 高齢運転者教育課程</p>	<p>平成十二年五月八日。ただし、5に掲げる課程は平成十七年三月一日、6(2)に掲げる課程は平成二十一年七月十五日、4に掲</p>
			<p>1 第一号課程 (1) 四輪初心運転者再教育課程（二時間コース） (2) 四輪初心運転者再教育課程（三時間コース） (3) 四輪初心運転者再教育課程（六時間コース） 2 第二号課程 (1) 二輪初心運転者再教育課程（三時間コース） (2) 二輪初心運転者再教育課程（六時間コース） 3 第四号課程 高齢運転者再教育課程 4 第六号課程 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 5 第七号課程 自動二輪車二人乗り運転習熟課程（三時間コース） 6 第八号課程 (1) 習熟運転者育成課程（四輪二時間コース） (2) 習熟運転者育成課程（四輪三時間コース） (3) 習熟運転者育成課程（四輪六時間コース） (4) 習熟運転者育成課程（二輪二時間コース） (5) 習熟運転者育成課程（二輪三時間コース）</p>	<p>平成十二年五月八日。ただし、5に掲げる課程は平成十七年七月八日、1(1)並びに6(1)及び(4)に掲げる課程は平成十九年七月二日、4に掲げる課程は平成二十一年五月七日</p>

十三	東京都豊島区南池袋四丁目六番四号 株式会社勝英自動車学校 代表者 吉村 武大	十二	津山市沼一二四番地 学校法人津山基督教学園 代表者 井澤 保
		十一	高梁市正宗町一九〇五番地 株式会社SIGNAL BLUE 代表者 中田 公人
	勝田郡勝央町平一二二七番地の六 勝英自動車学校	高梁市高倉町田井一四六七番地の五 高梁自動車学校	
3 第四号課程 2 二輪初心運転者教育課程 1 第一号課程 四輪初心運転者教育課程 第二号課程	5 第八号課程 (1) 運転技能・知識向上再教育課程(三時間コース) (2) 運転技能・知識向上再教育課程(六時間コース) 4 更新時講習同等教育課程(七十歳未満) 第六号課程 3 高齢運転者再教育課程 2 二輪初心運転者再教育課程 第四号課程 1 第一号課程 四輪初心運転者再教育課程 第二号課程	4 第八号課程 (1) 四輪ベストドライバー教育(A)課程 (2) 二輪(原付)ベストドライバー教育(B)課程 (3) 四輪ベストドライバー教育(C)課程 3 シルバーセーフティードライバー教育課程 2 二輪(原付)グリーンライダー教育課程 1 第一号課程 四輪・グリーンドライバー教育課程 第二号課程	6 第八号課程 (1) 運転技能・知識向上再教育課程 (2) 普通自動車のエコ&セイフティー講習課程 5 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識及び技能習熟課程 第七号課程 4 第六号課程 更新時講習同等教育課程(七十歳未満)
平成十二年五月八日。ただし、5に掲げる課程は、平成十五年四月二十二日	平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成十五年四月二十二日	平成十二年五月八日	掲げる課程は同年八月二十七日

十六	十五	十四	
岡山市北区小山五四四番地	津山市沼一二四番地 学校法人津山基督教学園 代表者 井澤 保	岡山市北区御津中山四四四番地三 一般財団法人岡山県交通安全協会 代表者 富田 満	
岡山市北区小山五四四番地	津山市林田六二五番地 津山自動車学校	笠岡市十番町一番二 笠岡自動車学校	
1 第一号課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一号課程 2 四輪初心運転者教育課程 3 第二号課程 4 二輪初心運転者教育課程 5 第四号課程 6 高齢運転者教育課程 7 第六号課程 8 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 9 第八号課程 10 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 11 第八号課程 12 運転技能・知識向上教育課程A（四輪） 13 運転技能・知識向上教育課程B（二輪） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一号課程 2 スキルアップ四輪コース課程 3 第二号課程 4 スキルアップ二輪（原付）コース課程 5 第四号課程 6 スキルアップシルバークース課程 7 第六号課程 8 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 9 第七号課程 10 自動二輪車の二人乗りマスター課程 11 第八号課程 12 スキルアップ四輪マスターコース課程 13 スキルアップ二輪（原付）マスターコース課程 	<ol style="list-style-type: none"> 4 高齢運転者教育課程 5 第五号課程 6 地域特性教育課程 7 第六号課程 8 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 9 第八号課程 10 習熟運転者教育課程（Aクラス） 11 習熟運転者教育課程（Bクラス）
平成十二年五月八日	平成十二年五月八日。ただし、4に掲げる課程は、平成二十一年四月一日	平成十二年五月八日。ただし、5に掲げる課程は平成十七年三月一日、4に掲げる課程は平成二十一年四月一日	

<p>十八</p>	<p>十七</p>	
<p>新見市西方二九二九番地の二 株式会社新見自動車教習所 代表者 吉村 信年</p>	<p>高梁市正宗町一九〇五番地 株式会社SIGNAL BLUE 代表者 中田 公人</p>	<p>株式会社稲荷自動車教習所 代表者 安川 一恵</p>
<p>新見市西方二九二九番地の二 新見自動車教習所</p>	<p>真庭市目木一四四七番地 真庭自動車学校</p>	<p>稲荷自動車教習所</p>
<p>1 第一号課程 四輪セーフティドライバー課程 2 第四号課程 3 シルバーセーフティドライバー課程 4 シルバーセーフティドライバー課程 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 5 第六号課程 6 第八号課程 7 企業等セーフティドライバー課程 8 企業等セーフティライダークラス</p>	<p>1 第一号課程 四輪ペーパー・ドライバー教育課程（二時間コース） 2 四輪ペーパー・ドライバー教育課程（三時間コース） 3 シルバー安全運転セミナー 4 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 5 第七号課程 6 第八号課程 7 四輪運転技能・知識向上教育課程（二時間コース） 8 四輪運転技能・知識向上教育課程（三時間コース） 9 四輪運転技能・知識向上教育課程（四時間コース） 10 二輪運転技能・知識向上教育課程（二時間コース） 11 二輪運転技能・知識向上教育課程（三時間コース） 12 二輪運転技能・知識向上教育課程（四時間コース）</p>	<p>1 四輪SD教育課程A 2 四輪SD教育課程B 3 二輪SD教育課程（原付を含む） 4 第四号課程 5 高齢運転者教育課程 6 第六号課程 7 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 8 第八号課程 9 ベスト・ドライバー教育課程</p>
<p>平成十二年五月八日。ただし、3に掲げる課程は、平成二十一年四月一日</p>	<p>平成十二年五月八日。ただし、3に掲げる課程は、平成十七年八月十七日</p>	<p>日。ただし、4に掲げる課程は、平成二十三年六月二日</p>

<p>二十一 岡山市中区藤崎六二二番四 株式会社 岡山もたろう自動車 学校 代表者 吉村 充司</p>	<p>二十 高梁市正宗町一九〇五番地 株式会社 SIGNAL BLUE 代表者 中田 公人</p>	<p>十九 総社市秦五六九番地 株式会社総社自動車教習所 代表者 吉村 充司</p>
<p>岡山市中区藤崎六二二番四 岡山もたろう自動車学校</p>	<p>倉敷市玉島勇崎一四一番地 新倉敷自動車学校</p>	<p>倉敷市松島一〇九番地 倉敷マスカット自動車学校</p>
<p>第六号課程 更新時講習同等教育課程（七十歳未満）</p>	<p>1 第一号課程 四輪初心運転者教育課程 2 第二号課程 二輪（原動機付自転車）初心運転者教育課程 3 第四号課程 高齢運転者教育課程 4 第八号課程 運転技能・知識向上教育課程（四輪・原動機付自転車）</p>	<p>1 第一号課程 四輪運転者教育課程（ビギナーコース） 2 第二号課程 二輪運転者教育課程（ビギナーコース） 3 第四号課程 四輪運転者教育課程（シニアコース） 4 第六号課程 四輪運転者教育課程（更新時講習同等） 5 第七号課程 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 6 第八号課程 (1) 四輪運転者教育課程（レギュラーコース） (2) 二輪運転者教育課程（レギュラーコース）</p>
<p>平成二十一年五月 七日</p>	<p>平成十二年五月八 日。ただし、4に 掲げる課程は、平 成十三年十一月二 十九日</p>	<p>平成十二年五月八 日。ただし、5に 掲げる課程は平成 十七年八月十七 日、4に掲げる課 程は平成二十五年 五月二日</p>